

# 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定 (フローレンス協定)

1950年 第5回ユネスコ総会採択

1954年8月12日 効力発生

## 前文

締約国は、

思想及び知識を自由に交換することが、また一般に、諸文明における各種の表現形態をできる限り広く普及することが、知的進歩及び国際間の理解にとり、したがって世界平和の維持にとって、真に重要であることを考慮し、

そのような交流が、主として書籍、出版物並びに教育的、科学的及び文化的資材を通じて実現されることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関憲章が、「出版物、芸術的及び科学的に意義のある物その他の参考資料の交換」を含む知的活動のすべての部門における諸国民の間の協力を奨励しており、さらに、国際連合教育科学文化機関の任務として「大衆通報（マス・コミュニケーション）のあらゆる方法を通じて諸人民が相互に知りかつ理解することを促進する仕事に協力すること並びにこの目的で言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定を勧告すること」を規定していることを考慮し、

これらの目的が、書籍、出版物並びに教育的、科学的及び文化的資材の自由な移動を容易にする国際協定によって効果的に促進されることを認め、

よって、次のとおり協定した。

## 第 1 条

- 1 締約国は、他の締約国の次の産品で附属書に定める条件に従ったものの輸入に対し又はこれに関連して、関税その他の課徴金を課さないことを約束する。
  - (a) 附属書 A に掲げる書籍、出版物及び文書
  - (b) 附属書 B、C、D 及び E に掲げる教育的、科学的及び文化的資材
- 2 1の規定は、締約国が輸入品に対して次のものを課することを妨げるものではない。
  - (a) 輸入の際に又はその後に課される内国税その他すべての種類の内国課徴金。ただし、同種の国内産品に直接又は間接に課されるものの額をこえないものとする。
  - (b) 政府当局が輸入に対し又はこれに関連して課する手数料及び課徴金で関税以外のもの。ただし、提供された役務の概算の費用の額をこえないものとし、また、国内産品の間接的保護となるもの又は財政上の目的のために輸入品に賦課されるものであってはならない。

## 第 2 条

- 1 締約国は、次の物品の輸入に必要な承認又は外国為替を許与することを約束する。
  - (a) 公共の図書館及び資料保存所並びに公共の教育団体、研究団体又は文化団体の図書館及び資料保存所に送付される書籍及び出版物
  - (b) 締約国において発行される当該締約国の立法府及び行政府の公文書
  - (c) 国際連合又はその専門機関の書籍及び出版物
  - (d) 国際連合教育科学文化機関が受領し、かつ、同機関によって又はその指示の下に無償で配布される書籍及び出版物
  - (e) 輸入国の国外における観光旅行の促進を目的とする出版物であって無償で送付されかつ配布されるもの
  - (f) 盲人用の次の物品
    - ( ) 点字によるすべての種類の書籍、出版物及び文書
    - ( ) 盲人の教育的、科学的又は文化的進歩のため特に考案されたその他の物品であって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された盲人の福祉事業に携わる団体又は機関が直接に輸入するもの
- 2 締約国は、数量制限及び為替管理の措置をとる場合には、1の物品以外の教育的又は文化的資材、特に附属書に掲げる資材の輸入に必要な外国為替及び承認をできる限り許与することを約束する。

## 第 3 条

- 1 締約国は、教育的、科学的又は文化的資材であって、輸入国の権限のある当局が承認した公共の展覧会に出品することのみを目的として輸入されかつその後再輸出されるものに対し、できる限りの便益を与えることを約束する。この便益には、必要な承認の許与のほか関税並びに輸入に際して支払うべきすべての種類の内国税及び課徴金（提供された役務の概算の費用の額に相当する額の手数料及び課徴金を除く。）の免除を含む。
- 2 この条のいかなる規定も、展示が終了したときに、輸入国の当局が当該資材の再輸出の確保に必要な措置をとることを妨げるものではない。

## 第 4 条

締約国は、できる限り次のことを行なうことを約束する。

- (a) 教育的、科学的又は文化的資材の自由な流通をあらゆる手段によって促進し、及びこの自由な流通に対する制限でこの協定に規定していないものを廃止し又は減少させるため、引き続き共同して努力すること。
- (b) 教育的、科学的又は文化的資材の輸入を規制する行政手続を簡易化すること。
- (c) 教育的、科学的又は文化的資材の迅速かつ安全な通関を容易にすること。

## 第 5 条

この協定のいかなる規定も、締約国が、国家の安全、公の秩序又は公衆道徳に直接に関連する事由によって物品の輸入又は輸入後の流通を禁止し又は制限する措置を自国の法令に従ってとる権利に影響を及ぼすものではない。

## 第 6 条

この協定は、著作権、商標権又は特許権に関し、締約国の法令又は締約国が当事国である条約、協定若しくは宣言のいずれをも修正するものではなく、また、これらのいずれにも影響を及ぼすものではない。

## 第 7 条

締約国は、自国が当事国である条約の規定で紛争の解決のためのものに従う場合を除くほか交渉又は調停によってこの協定の解釈又は適用に関する紛争を解決することを約束する。

## 第 8 条

輸入品の教育的、科学的又は文化的性質に関する紛争が締約国の間で生じた場合には、関係当事国は、合意により、国際連合教育科学文化機関事務局長に対して勧告的意見を求めることができる。

## 第 9 条

- 1 英語及びフランス語による本文をひとしく正文とするこの協定は、本日の日付を付するものとし、国際連合教育科学文化機関及び国際連合のすべての加盟国並びにこれらの機関の非加盟国で国際連合教育科学文化機関の執行委員会が招請するものの署名のため、開放しておく。
- 2 この協定は、署名国により、それぞれの憲法上の手続に従って批准されなければならない。
- 3 批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

## 第 10 条

第9条1の国は、1950年11月22日以後この協定に加入することができる。加入は、正式な文書が国際連合事務総長に寄託された時に効力を生ずる。

## 第 11 条

この協定は、国際連合事務総長が10の国から批准書又は加入書を受領した日に効力を生ずる。

## 第 12 条

- 1 この協定の効力発生の日に締約国である国は、その日の後6ヶ月の期間内に、それぞれこの協定を十分実効的に運用するため必要なすべての措置をとる。
- 2 この協定の効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国は、その寄託の日から3ヶ月の期間内に1の措置をとる。
- 3 締約国は、1及び2に定める期間の満了の後1ヶ月以内に、この協定を十分実効的に運用するためとった措置に関する報告書を国際連合教育科学文化機関に提出する。
- 4 国際連合教育科学文化機関は、この協定のすべての署名国及び国際貿易機関（暫定的にその中間委員会）に対して3の報告書を送付する。

#### 第 13 条

締約国は、署名の時若しくは批准書若しくは加入書の寄託の時に又はその後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、自国が国際関係の処理に関して責任を負う地域の全部又は一部についてもこの協定を適用することを宣言することができる。

#### 第 14 条

- 1 締約国は、自国につき又は自国が国際関係の処理に関して責任を負う地域につき、国際連合事務総長に寄託する文書により、この協定の効力発生の日の後2年で、この協定を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、廃棄通告書の受領の後1年で効力を生ずる。

#### 第 15 条

国際連合事務総長は、第9条1の国並びに国際連合教育科学文化機関及び国際貿易機関（暫定的にその中間委員会）に対し、第9条及び第10条に規定するすべての批准書及び加入書の寄託並びに第13条及び第14条に規定する通告及び廃棄を通報する。

#### 第 16 条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、締約国の3分の1以上の要請があった場合には、同機関の総会の次回の会期の議事日程に、この協定を改正するための会議を招集する問題を入れる。

#### 第 17 条

附属書A、B、C、D及びE並びにこの協定の附属議定書は、この協定の不可分の一部とする。

#### 第 18 条

- 1 この協定は、その効力発生の日に、国際連合事務総長が国際連合憲章第102条の規定に従

って登録する。

2 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、各自の政府のためにこの協定に署名した。

1950年11月22日にニュー・ヨーク州レーク・サクセスで本書1通を作成した。本書は、国際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、第9条1のすべての国並びに国際連合教育科学文化機関及び国際貿易機関（暫定的にその中間委員会）に送付する。

#### 附属書 A 書籍、出版物及び文書

- ( ) 印刷した書籍
- ( ) 新聞及び定期刊行物
- ( ) 印刷以外の複製方法で作成した書籍及び文書
- ( ) 締約国において発行した当該締約国の立法府及び行政府の公文書
- ( ) 旅行に関するポスター及び出版物（パンフレット、案内書、時間表、リーフレット及びこれらに類する出版物）であってその輸入国の国外における旅行の促進を目的とするもの（民間の商業的企業が発行したものを含むものとし、さし絵があるかどうかを問わない。）
- ( ) 国外における研究の促進を目的とする出版物
- ( ) 手書き文書及びタイプ文書
- ( ) 書籍及び出版物の目録で、その輸入国の国外の出版業者又は書籍販売業者が販売するもの
- ( ) 教育的、科学的又は文化的なフィルム、録音物その他の視聴覚資料の目録で、国際連合若しくはその専門機関により又はこれらのために発行されたもの
- ( ) 手書きの楽譜、印刷した楽譜又は印刷以外の複製方法で複製した楽譜
- ( ) 地図、海図又は星図
- ( ) 建築用、工業用又は工学用の設計図及び図案並びにこれらのものの複製であって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された科学施設又は教育団体における研究を目的とするもの

ただし、この附属書に係る免除は、次のものについては適用しない。

- (a) 文房具
- (b) 民間の商業的企業により又はこれのために広告を主たる目的として発行された書籍、出版物及び文書（( )及び( )にいう目録並びに( )にいう旅行に関するポスター及び出版物を除く。）
- (c) 広告欄が紙面の70パーセントをこえる新聞及び定期刊行物
- (d) 広告欄が紙面の25パーセントをこえるその他のすべての書籍、出版物及び文書（( )及び( )にいう目録を除く。）この比率は、旅行に関するポスター及び出版物に関しては、民間の商業広告欄についてのみ適用する。

附属書 B 教育的、科学的又は文化的な美術品  
及び収集品

- ( ) 肉筆の書画（模写したものを含むものとし、装飾した加工物を除く。）
- ( ) 手で彫り又はエッチングを施した原版から作られた手刷りの版画で、当該芸術家が署名しかつ番号を付したもの
- ( ) 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する美術品（丸彫り、浮彫り又は沈み彫りのいずれであるかを問わないものとし、大量複製品及び芸術家でない者が製作した商業的性格を有する製品を除く。）
- ( ) 収集品及び美術品であって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された美術館、博物館その他の公共の団体に送付されるもの（転売を目的としないものに限る。）
- ( ) 解剖学、動物学、植物学、鉱物学、古生物学、考古学、民族学その他これらに類する学術の分野の収集品及び標本で転売を目的としないもの
- ( ) 製作後 100 年をこえる骨董

附属書 C 教育的、科学的又は文化的視聴覚資料

- ( ) 教育的、科学的又は文化的なフィルム、フィルム・スライド、マイクロフィルム及びスライドであって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された機関（輸入国の裁量により放送機関を含む。）が輸入し、かつ、この機関による映写又はその当局が承認した他の教育的、科学的若しくは文化的な公私の団体若しくは協会による映写に供することのみを目的とするもの
- ( ) 輸入の時に時事的な報道価値のある事件を撮影しているニュース映画用フィルム（サウンドトラックを有するかどうかを問わない。）であって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された機関（輸入国の裁量により放送機関を含む。）が陰画（露光しかつ現像したもの）又は陽画（焼付けしかつ現像したもの）の状態中输入するもの。ただし、その免税輸入は、各主題につき複写用のもの 2 本に制限することができる。
- ( ) 教育的、科学的又は文化的録音物であって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された教育的、科学的又は文化的な公私の団体又は協会（輸入国の裁量により放送機関を含む。）において使用することのみを目的とするもの
- ( ) 国際連合又はその専門機関によって製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、フィルム・スライド、マイクロフィルム及び録音物
- ( ) 見本、模型及び壁掛け用図表であって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された教育的、科学的又は文化的な公私の団体における展示及び授業のために使用することのみを目的とするもの

#### 附属書 D 科学機器

教育又は純粋な科学的研究のために使用することのみを目的とする科学機器。ただし、次の場合に限る。

- (a) 当該科学機器が、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された科学的又は教育的な公私の団体に送付され、かつ、この団体の管理及び責任の下で使用される場合
- (b) 同等の科学的価値を有する機器が輸入国において製作されていない場合

#### 附属書 E 盲人用の物品

- ( ) 点字によるすべての種類の書籍、出版物及び文書
- ( ) 盲人の教育的、科学的又は文化的向上のため特に考案されたその他の物品であって、その免税輸入を輸入国の権限のある当局によって承認された盲人の福祉事業に携わる団体又は機関が直接に輸入するもの

## 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の附属議定書

締約国は、

アメリカ合衆国が教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定に参加することを容易にするため、次のとおり協定した。

1 アメリカ合衆国は、後に規定する留保を付して、同協定第9条の規定に基づいて同協定を批准し、又は同協定第10条の規定に基づいてこれに加入することができる。

2 アメリカ合衆国が1の留保を付して同協定の締約国となる場合には、アメリカ合衆国政府は同協定の他のすべての締約国に対し、また、他のすべての締約国はアメリカ合衆国に対し、1の留保を援用することができる。この場合において、1の留保に従ってとる措置は、無差別的に適用しなければならない。

### 留 保

- (a) 教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の適用を受けているいずれかの産品が同協定に基づいて締約国の負う義務の結果、当該締約国の領域内で同種の産品又は直接に競合する産品を生産する国内産業に対する重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量で、及びそのような損害を与え又は与えるおそれがある条件で輸入されている場合には、当該締約国は、2に定める条件に従い、当該産品につき、その損害を防止し又は救済するために必要な限度及び期間において、当該産品に関する同協定に基づく自国の義務の全部若しくは一部を停止することができる。
- (b) 締約国は、(a)の規定に基づいて措置をとるに先だち、できる限り早目に国際連合教育科学文化機関に対してその旨の書面による通告を行なうものとし、また、同機関及び同協定の締約国に対し、その提案した措置に関して自国と協議する機会を与える。
- (c) 遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような急迫した事態においては、(a)の規定に基づく措置は、事前に協議することなく暫定的にとることができる。ただし、その措置をとった直後に協議することを条件とする。